

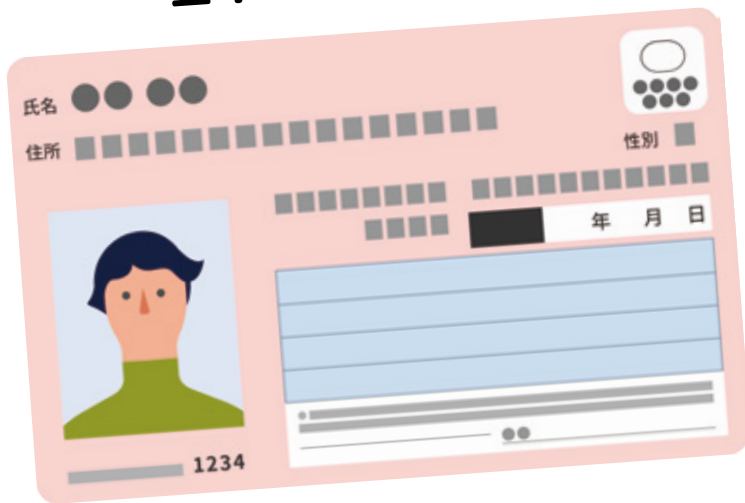
国民健康被保険者証

後期高齢者医療被保険者証

発行を終了します

問 ほけん課 ☎ 22-3145

12月からマイナ保険証の利用が
基本となります！



令和6年12月2日から医療機関への受診は「マイナンバーカードでの保険証（マイナ保険証）」の利用を基本とする仕組みに移行されます。これに伴い、現行の保険証の発行を終了します。医療機関の受診の際は次のことにご注意ください。

令和6年12月1日までに発行された
保険証は有効期限まで使用できます

現在、お手元にある保険証は有効期限まで使用できます。ただし、有効期限内であっても令和6年12月2日以降に他の保険へ異動したり、住所変更などがあれば使用できなくなります。保険証が使用できなくなったり、有効期限が切れたら「マイナ保険証」か「資格確認書」での受診となります。

マイナ保険証を持っていない人には
「資格確認書」が交付されます

マイナ保険証をお持ちでない人には、現在お持ちの保険証の有効期限が到来する前に、「資格確認書」をお送りしますので、その「資格確認書」を使用してこれまでと同じように医療機関を受診することができます。

これまでどおりの受診もできます！

マイナンバーカードを健康保険証として利用すると...

どんないいことがあるの？

より良い医療を受けることができます！

医療機関を受診した際に、お薬の情報や健診結果の提供に同意すると、医師などからご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

マイナポータルで確定申告の医療費控除がカンタンにできます！

マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができます。

窓口で限度額以上の支払いが不要になります！

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを保険証として使うことで、高額な医療費を一時的に自己負担したり、市役所で限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります。

就職・転職・引越後も健康保険証などとしてずっと使えます！

新しい健康保険証などの発行を待たずに、医療機関・薬局で利用できます。



マイナンバーカードを保険証として利用するためには **登録** が必要です

1
STEP

マイナンバーカードを申請

申請の方法

- パソコン・スマートフォンから申請
- まちなかの証明写真機から申請
- 郵便で申請 ● 市役所・各支所で申請

市役所・支所に **休日・時間外窓口** を開設

カードの受け取り、申請などができます。

休日窓口 11月10日(日) 12月8日(日)
午前9時～正午

時間外窓口 11月13日(水) 12月11日(水)
午後7時まで

☎ 市民課 22-3135
☎ 内牧支所 32-1111
☎ 波野支所 24-2001

前開庁日までに
要予約

2
STEP

保険証として登録

利用登録の方法

- 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で登録
- 「マイナポータル」から登録
- セブン銀行ATMから登録
- 市役所・各支所で登録

阿蘇市の国民健康保険と後期高齢者医療保険以外の健康保険証をお持ちの方は加入中の保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証について詳しくはQRコードからご確認ください。



納税が困難な人は 放置せずに相談を

☎ 税務課 収税係
☎ 22-3148

税金は、財産の所有や所得などに対して公平に課税されるので、滞納になるケースは特別です。
「納付できない」という人は、何か原因があるはずです。

納税相談では、収支状況を確認して 完納に向けた計画を立てます。

- ・なぜ納付できないのか
- ・現在の家族単位での収支状況
- ・お金の使い方、管理について など



納付しないまま 放置すると…

予告なく財産が差し押さえられ、
滞納税に充てられます。

差押対象となる財産

預金、給与、保険解約返戻金、
年金、不動産、自動車など

生活再建のため、今後の計画をたてませんか？

☎ 市生活相談センター ☎ 22-3364

阿蘇市生活相談センターでは、家計相談を行っており、収入や支出をお聞きした上で助言を行います。
税務課への分納相談、債務整理などで今後の見通しをつけましょう。

塗装・防水工事・メンテナンス

 株式会社 井上

〒869-2302

熊本県阿蘇市三久保448番地22

web <https://www.aso-inoue.com/>

E-mail info@aso-inoue.com



塗装内容

(屋根・壁・破風板・軒天・塀・建具・他)

防水内容

(雨漏れ調査・屋上・ベランダ・コーキング・他)

— まずは、お見積を —

もしも 0967-32-1501

広告

書いてみませんか? エンディングノート

☎ ほけん課 介護保険係 ☎ 22-3145 ☎ 阿蘇市地域包括支援センター ☎ 32-5122

皆さまに住み慣れた地域で自分らしく暮らしていただくために、市では「阿蘇市在宅医療システム研究会中部地区」の取り組みの中で、エンディングノート「あなたの思いに寄りそうノート」を作成しました。

記入のポイント

- ▶ 書きたいページから気軽に書こう。最初から全てを書き上げる必要はありません。
- ▶ 法的効力はありません。いつでも書き直しが可能。
- ▶ 年に1度は見直したり、書き足したりしましょう。差し替えができるので、記入日も忘れずに書きましょう。
- ▶ 家族や信頼できる人と書き進めると思いが伝わります。
- ▶ ノートの保管場所は大切な人に伝えておきましょう。

**自分の人生を
どう生きたいか
考えてみませんか**

エンディングノートは、万が一のことに備えて、自分が希望する医療や介護、そしてどのような最期を迎えたいかを記すものです。より自分らしい人生を生きるために必要なことや思いを家族や大切な人に伝えることができます。

人生の最期を考えることは、元気なうちはあまり意識しないかもしれませんが、つらいと感じる人もいます。しかし、誰でも命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。命の危機が迫った状態になると、約7割の人が医療やケアを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。

「あなたの思いに寄り(そ)うノート」



対象者 阿蘇市内に住所を有する人

配布場所 ほけん課介護保険係・各支所
阿蘇市地域包括支援センター
阿蘇中部地区在宅医療サポートセンター
(阿蘇医療センター内)

ノートを書くことで、自分の思いや考えを整理し、これからの人生を前向きに充実させるきっかけにもなります。また、自分の思いや希望を記しておくことで、いざという時に家族や大切な人たちが助けることにもつながります。

「あなたの思いに寄りそうノート」をきっかけに、これからの人生のあり方について家族や身近な人と話し合ってみてはいかがでしょうか。

イベント
開催

阿蘇中部地区住民フォーラム

未来に向けた準備

問合せ・申込み /

☎ 阿蘇郡市医師会
☎ 34-0716

～あなたの思いを叶いに～

ところ

メイン会場 阿蘇郡市医師会
サテライト会場 阿蘇医療センター
阿蘇保健福祉センター

プログラム

- 「シン・ピンコロ4」上映会
- 消防署から事例紹介
- 「あなたの思いに寄りそうノート」書き方相談会

来場の人に
プレゼント!

11/30 Sat

15:00~16:30

参加無料